

厚木市空家等対策協議会公募委員選考基準

1 趣旨

この基準は、厚木市空家等対策協議会の公募による委員の選考（以下「選考」という。）について、その過程と結果の透明性を確保するために必要な事項を定めるものとする。

2 選考数

公募者3人及び次点1人を選考する。

3 選考項目

選考は、提出された厚木市空家等対策協議会委員応募申込書により、次の選考項目に基づき行うものとする。

選 考 項 目	評 価 内 容
応募動機の明確度	委員に応募した動機が明確で、説得力があること。 ・ 空家問題についての理解度 ・ 空家対策に対する取組への考え方
応募文の構成力	文章の展開・構成がしっかりしていること。 ・ 文章や話しの分かりやすさ ・ 内容の充実度
協議会への参画意欲	積極的な発言が期待され、かつ、公平な立場での建設的な意見が期待できること。

4 選考方法及び選考基準

選考方法は、各選考項目ごとに各選考委員が以下の選考基準により採点し、その他、社会的活動の経験等を総合的に考慮し、協議・決定するものとする。

ただし、1点の一つでもある場合は選考しない。

選 考 基 準	
非常に優れている。	5 点
条件以上に期待できるものがある。	4 点
条件は備えている。	3 点
やや劣る。	2 点
選任すべきでない。	1 点

5 その他

- (1) 応募者数が募集人員に満たない場合、又は選考の結果募集人員に満たないこととなった場合は、再募集することができる。
- (2) 応募書類及び選考書類の公開等については、厚木市情報公開条例（平成 13 年厚木市条例第 15 号）及び厚木市個人情報保護条例（平成 16 年厚木市条例第 11 号）によるものとする。